

2022 年度 パーソナルモビリティ社会実装サポート事業 公募型プロポーザル実施要領 (千葉県未来技術等社会実装促進事業)

1 趣旨・目的

本市は、2016 年 1 月に「幕張新都心の中核とした『近未来技術実証・多文化都市』の構築」を掲げ、国家戦略特区の指定を受け、先端技術を活用したドローンや自動運転モビリティ等の技術実証や新たなビジネスモデルの創出に向けた取り組みを進めてきた。

また、2021 年 2 月に幕張新都心における移動ニーズへの対応、移動と各種サービスの一体的、効率的な提供により、地域の活性化を図るとともに、新しい時代の社会的ニーズ、ライフスタイルに対応した快適で魅力的な街を実現することを目的とした「幕張新都心モビリティコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」が設立され、モビリティに関わる多様な主体の積極的な参画及び産官学の連携を促し、持続可能な都市づくりを推進してきた。

本事業は、都市の回遊性の向上やラストワンマイルの課題解決、交流人口の増加による街全体の賑わいの創出等を目的として、歩道空間の走行を中心としたパーソナルモビリティ（1 人乗りの移動機器）と先端的な I o T 技術等を組み合わせた新たなモビリティサービスの社会実装に向けた事業化を一層加速させるため、民間事業者等によるサービス実証や技術実証等を支援するものである。

本実施要領は、2022 年度パーソナルモビリティ社会実装サポート事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を募集、選定するために必要な事項を定めるものである。

2 公募概要

(1) 公募要件

①実施内容

- ・都市の回遊性向上、ラストワンマイルの課題解決、観光コンテンツ創出、外出困難者支援など、パーソナルモビリティシェアリングサービス等を通じて地域の交通課題解決等に寄与する事業であること
 - ・パーソナルモビリティと AI・IoT・自動運転等の未来技術を組み合わせた実証を行う事業であること
 - ・本市が目指すパーソナルモビリティの公道自律走行の将来的な実現に資する事業であること
- ※単発のイベント実施、単なる技術実証のみの実施は不可とする

②対象事業者

- ・民間企業、大学、研究機関、その他団体であって、千葉市内において本事業を実施する者（複数事業者による共同提案は可とする）
- ・パーソナルモビリティ実機本体、サービス提供用アプリ、サービス運営、運用保守など、社会実装を見据えた機能を一元的に提供できる者
- ・その他、千葉県未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。） 第 3 条第 2 項の各号のいずれにも該当しない者

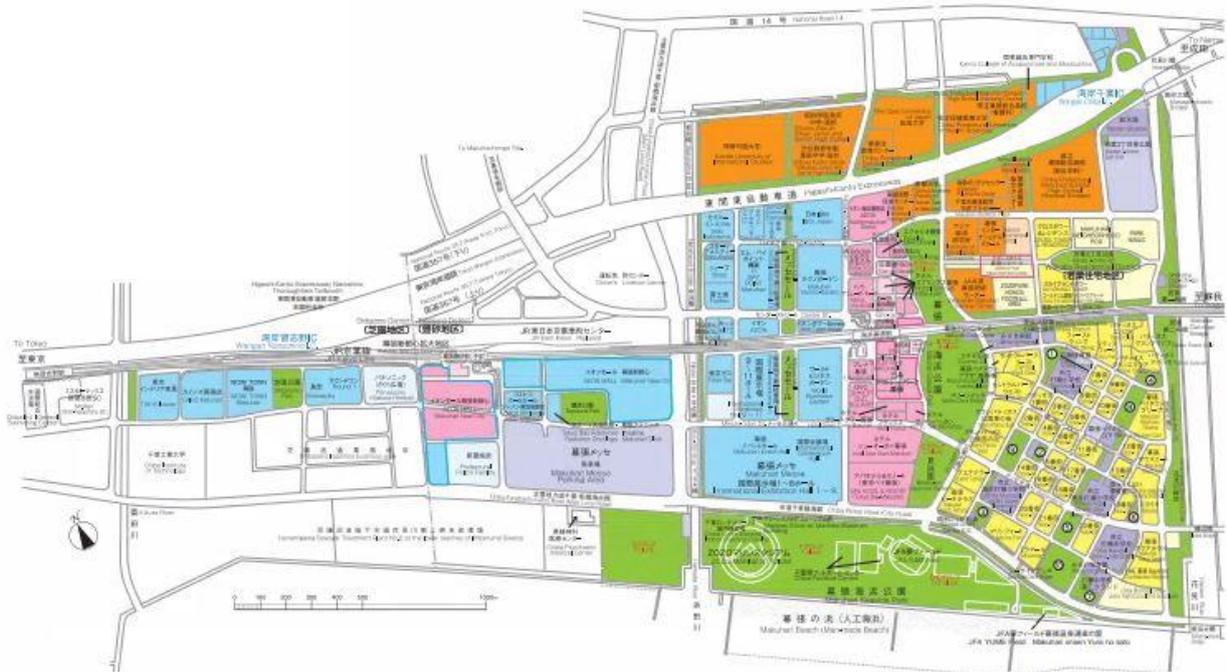
③パーソナルモビリティの規格等

- ・要綱第 2 条第 2 号に掲げる要件を満たすこと
- ・パーソナルモビリティを活用したサービス実証、技術実証等を行う場合においては、道路交通法、道路運送車両法及びその他法令を遵守すること

④実証地域

- ・幕張新都心を中心とする地域（幕張新都心を含めた広域的な地域での実証は可とする）

幕張新都心の範囲



出典：幕張新都心 土地利用計画図

⑤実証期間

- ・1か月～3か月程度の実証期間を設けること(概ね令和5年1月末までには実証実験を開始)
- ・令和5年2月末までには実績報告を行うこと

⑥その他特記事項

- ・実証で得られたデータ等を検証し、その検証データを市に提供すること
- ・実証で得られた検証データや実証実験の進捗等をコンソーシアムに報告・提供すること
- ・サービス実証、技術実証等を行う際には、新型コロナウイルス感染症等の感染防止のための対策を講じること
- ・サービス実証による利用料、寄附金や広告料などの収入及び国、地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から控除すること。ただし、補助対象外経費が発生している場合は、当該経費に充てることは差し支えない。
- ・これまでのコンソーシアムの取組みを参考にすること

(参考) 幕張新都心モビリティコンソーシアムホームページ

https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/tokku/makuharisintosin_mobilityconsortium.html

3 事業概要

(1) 支援内容

- ①地域住民、関係団体及び関係省庁等のステークホルダーとの協議・調整、実証に係る各種相談支援
- ②国家戦略特区を活用した規制改革
- ③実証実験への財政支援（補助金の交付）
 - ・補助金の交付 要綱のとおり
 - ・補助額 5,000,000円（予算上限）

・補助率 補助対象経費の2/3以内とする。

(2) 事業実施期間 事業者決定日から令和5年2月28日(火)まで

※本事業による支援を決定した事業者について、翌年度以降の支援を約束するものではない。

4 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

- ①公募開始日 令和4年8月22日(月)
- ②質問受付締切日 令和4年8月26日(金) 正午
- ③質問回答日 令和4年8月29日(月)
- ④参加申込受付締切日 令和4年9月5日(月)
- ⑤選定委員会開催 令和4年9月中旬(プレゼンテーションを実施)
- ⑥選定結果通知 令和4年9月中旬～下旬

(2) 質問の提出について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

- ①受付期間 令和4年8月26日(金) 正午まで
- ②質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書を提出すること。
なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。
電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp
- ③回答 質問に対する回答は千葉市ホームページに令和4年8月29日(月) 午後5時までに掲載する。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

(3) 参加申込について

下記書類を提出すること。なお、様式第4号、予算計画書(任意書式)及び企画提案書(任意書式)の副本については、企画提案参加申込者(共同企業体の場合は構成員を含む)が判明・特定できる表現(社名やロゴ等)を一切使用しないこと(連携・協力事業者等は除く)。

- ①提出書類 ア 様式第1号 企画提案参加申込書(1部)
イ 様式第2号 誓約書(1部)
※共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての誓約書を提出すること
- ウ 様式第3号 会社概要書及び業務実績調書(1部)
※会社概要書については様式第3号の内容が記載されている会社案内パンフレットでも可(共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての会社概要を記載すること)
※業務実績調書については過去5年間における本事業に関連のある事業(実施中、受託中のものを含む)を記載すること(共同企業体の場合は代表企業、構成員どちらの業務実績を記載しても構わない)
※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること
- エ 任意書式 予算計画書(経費内訳書)(10部: 正本1部、副本9部)
※補助対象経費については、要綱に記載のとおり

※本事業実施に係る経費について、補助対象外経費も含め、出来るだけ具体的な内訳を記載すること

オ 様式第4号 企画提案概要書（10部：正本1部、副本9部）

※本実施要領「4 事業者選定」記載の審査の着目点別に内容を記載すること

カ 任意書式 企画提案書（10部：正本1部、副本9部）

キ 様式第5号 共同企業体等一覧表（1部）※共同企業体の場合のみ

ク 様式第6号 委任状（共同企業体等）（1部）※共同企業体の場合のみ

ケ 参加資格確認書類（各原本1部提出のこと）

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

・印鑑証明書（代表者印）

・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

・事業所所在地の都道府県税に未納がないことの証明書

※未納がないことの証明書を発行していない都道府県においては、法人事業税及び法人住民税（都道府県民税）の納税証明書とする。（納税証明書は取得可能な全ての年度分の発行を受けること）

・市町村民税又は特別区民税に未納がないことの証明書

※未納がないことの証明書を発行していない市町村においては、法人住民税（市町村民税）の納税証明書とする。（納税証明書は取得可能な全ての年度分の発行を受けること）

※発行日はすべて企画提案参加申込書提出日から3か月以内であること

②提出方法 持参又は郵送

③提出期限 令和4年9月5日（月）午後5時までに必着
（土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで受付）
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

④提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所5階 千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課
（担当：有村、渡辺）

⑤その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書（任意書式）を持参又は郵送にて提出すること。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載すること。
必須項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

（4）プレゼンテーションについて

①実施日 令和4年9月中旬

②出席者 業務実施責任者を含む3名まで

③内容 企画提案内容の説明及び質疑応答

④時間 1者につき40分以内（質疑応答を含む。）

⑤その他

・プレゼンテーション選考は非公開とし、実施方法（対面、WEB開催など）、日時等の詳細は参加申込の受付後に別途連絡する。

・プレゼンテーション実施の際は、提出した企画提案書のみを使用すること。

・使用する備品等は、すべて提案者にて用意すること。（プロジェクター、スクリーン及びコンセントは千葉市にて用意する。）

(5) 選定結果の通知について

- ①通知日 令和4年9月中旬～下旬
- ②通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、千葉市ホームページで公表。
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

5 事業者選定

- (1) 千葉市が設置する選定委員会の審査員が、審査基準に基づいて、提出された企画提案概要書等及び別途実施するプレゼンテーションをもとに審査を行い、原則、合計点数が最も高い1者を選定する。ただし、提案内容によっては、予算の範囲内において複数者を選定する場合がある。なお、採用の可否については、選定委員会の審査委員の配点（1人あたり100点）の合計に対して、採点合計が6割を超えるか否かを基準とする。不採択の提案についても、内容に応じて財政面以外の支援をする場合がある。
- (2) 合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合がある。
- (3) 企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。
- (4) 選定にかかる審査項目及び配点は次のとおりとする。

【審査項目及び配点（100点満点）】

審査項目 (配点)		審査の着目点 ※様式第4号企画提案概要書 記載事項
1	課題解決 (10)	都市の回遊性向上、ラストワンマイルの課題解決、観光コンテンツ創出、外出困難者支援など、パーソナルモビリティシェアリングサービス等を通じて地域の交通課題解決等に寄与する事業となっているか。
2	事業内容 (50)	全般
		これまでの取組みを踏まえ、新たなモビリティサービスの社会実装に向けた事業化が促進されているか。
		サービス実証
		民間事業者による継続的なサービス提供が期待できる内容となっているか。
		他のモビリティサービスや観光、購買等との連携による MaaS の推進など事業化を見据えたサービス検証となっているか（何を検証したいかが明確となっているか）。
		利用者等に対する安全対策が講じられているか。
		利用ニーズや課題の調査など、利用者への需要喚起につながる内容が盛り込まれているか。
		技術実証
		AI・IoT・自動運転等の未来技術を組み合わせたパーソナルモビリティ技術の実証となっているか。また、現行法上の規制緩和を必要とする場合に対象となる規制事項が明確になっているか。
		将来的なパーソナルモビリティの公道自律走行を見据えた検証内容となっているか。
3	今後の展開 (30)	民間事業者によるパーソナルモビリティを活用した事業化や他地域への横展開等に向けたロードマップが示されるとともに、本市が目指す方向性に合致した展開が期待できるか。

審査項目 (配点)	審査の着目点 ※様式第4号企画提案概要書 記載事項
4 運営能力・ 事業実施体制 (10)	<p>本事業に関連のある事業実績、成果を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。</p> <p>運営は組織化され、適切な人員配置、指導・監督体制が整備されているか。また、確実な実施、運営のための工程表等が提示されているか。</p> <p>※本業務の実施体制図（総括責任者、業務実施責任者等の組織体制図）、工程表を添付し提案すること。</p>

6 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 事業者要件を満たさない場合
- (2) 本実施要領を遵守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が公募要件に示された条件に適合しない場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

7 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) その他、本事業遂行上発生した問題等については、千葉市と選定された事業者の協議のうえ、対応を決定することとする。